

相続の過程にみる親の戦略的な財産管理

——親子間介護をめぐる——

阿部 真大

介護者となる可能性のある子どもをもつ親が、外部からの介護サービスの調達を想定した財産管理をおこなうためにはどのような意識の変化が必要だろうか。本稿は、親子間介護が自明視されていた時期においても、よりよい介護を受けるための相続パターンの調整を通じた親の戦略的な財産管理がおこなわれていたことを示す。その上で、そうした財産管理をおこなう親とおこなわない親に分けてこの問題について考えるという、財産管理に対する意識の成熟度に応じた研究の必要性を指摘する。

1 はじめに

日本における高齢者福祉政策は、1980年代後半以降、「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」（1989年）、それにつづく「新・高齢者保健福祉推進十か年戦略（新ゴールドプラン）」（1994年）、「今後5か年の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン21）」（1999年）の策定、介護保険制度の導入（2002年）という流れのなかで、従来の低所得者層対策としての性格をもたない多様なニーズを前提としたものへと変化してきた（橋本 1997: 138-9；城戸 1997: 241）。こうした流れに、高齢者の保有する財産の増加という、いわゆる「日本経済のストック化」（野口 1993: 83）と呼ばれる現象が加わることで、近年、高齢者が自らの財産を活用し、介護サービスを外部から調達するという意味での、介護労働の外部化（以下、「介護の外部化」とする。）が注目を集めている。

財産を保有する被介護者が適切に介護の外部化をおこなうためには、被介護者が保有する財産を被介護者自身が管理し、活用していく必要がある。リバース・モーゲージ制度^①に関する野口悠紀夫の研究（野口 1993）や有料老人ホームに関する丸山英気らの研究（丸山・前田 1993）などにおいても、リバース・モーゲージ制度の充実や有料老人ホームの増加といった、介護の外部化を可能にする環境の整備とともに、被介護者自身による財産管理の重要性が指摘されている。

こうした状況のなかで、子どもをもたない高齢者はもちろん、今までは子どもに介護を頼っていた親にとっても、老後に備えた財産管理は重要な問題として浮上してきている。弁護士である中山二基子は、介護に対する不安感にもとづく主体的な財産管理を志向する親の意識が生じつつあることを、任意後見制度^②に対するニーズの高まりなどから指摘し、親の財産管理の必要性を説く。

たとえば、子どもに介護を頼らず、有料老人ホームに入居することを決意した高齢者を紹介し、次のように論じる。

いずれ有料老人ホームに入るにしても、住み慣れた自宅でできるだけ長く暮らしたいと思いました。それにはどうすればよいのでしょうか。体が不自由になったとき介護保険だけで足りるのでしょうか。有料老人ホームに入る場合は、どのように探して決めればよいのでしょうか。痴呆になったら誰が預金を管理してくれるのでしょうか。しっかりしている間に考え、準備しておかなければならないことはたくさんありました。(中山 2002: 4)

同様のことは、小林・小柳・木間 (1995) においても述べられている。介護を含む高齢者の生活上のニーズの外部化を「生活のサービス化現象」と呼び、近年におけるその進行を指摘した後、小林らは次のように論じる。

従来の直系家族的生活様式や価値観によれば、子ども任せにしたであろう生活上のニーズ充足を、高齢者のほとんどは、自ら消費主体として処理し、将来にわたって処理し続けなければならない。(小林・小柳・木間 1995: 2)

介護の外部化を可能にする環境が整備されるなかで、よりよい介護をえるために、自ら消費主体として財産を活用する。中山や小林らは、そうした方向を模索する親の意識が生じつつあることを指摘し、介護の外部化に備えた財産管理の必要性を説く。

しかし、中山や小林らの議論は、介護の外部化が現実的なものとなる以前、すなわち、親子間介護が自明視されていた時期における親の意

識についてはくわしくふれていない。ふれたとしても、親子間介護が自明視されていた時代には、介護は子ども任せで親は何もしなくてよかったというような、財産管理に無関心な親の意識を自明なものとする認識である (小林・小柳・木間 1995: 2; 中山 2002: 5)。こうした認識が大きな問題を含んでいると考えられる。

なぜならば、介護の外部化について考えるとき、いくらそれを可能にする条件がととのったとしても、被介護者である親の意識が変化しなくては、実際に介護の外部化が起こるとは考えられないからである。介護の外部化による介護者の選択肢の増大に、その選択主体として期待されている親の意識がついてこられるかどうか問われなくてはならない。そのためには、まず第一に、親子間介護が自明視されていた時期における親の財産管理に対する意識を知ることが必要である。そして第二に、それをふまえて、新たに生まれつつあるとされる意識とどう違うのかを考える必要があるだろう。すなわち、その違いがいかなるものかを知ること、実際に介護の外部化がなされるためには何が必要なのかをみえてくるのである。

したがって、以下のような手順を踏んだ上で、介護の外部化についての議論は再構成されるべきである。まず、①親子間介護が自明視されていた時期における親の財産管理に対する意識について知り、その上で、②介護の外部化が進むために必要なものは何かを考える。そうした二段階の作業を経てはじめて、中山や小林らの議論に代表されるような介護の外部化を促す主張は実効性をもつものとなるであろう。本稿では、特に①について新たな視角から考察をおこなった上で (2節から5節)、最後に②についての考察課題を導き出すことを課題とする (6節)。

2 相続の過程に関する分析の必要性

2-1 財産管理としての相続

親子間介護が自明視されていた時期における親の財産管理の問題を論じるためには、まず、子どもに介護されることを前提とした財産管理がどのようなものであるかを考えなくてはならない。

親は子どもによる介護を想定しているわけだから、そこでの財産管理は介護を外部化するときに備えての財産管理ではない。親が財産を自身のために使わず、最終的に子どもに相続させることを想定した上での財産管理である。要するに、親子間介護が自明視されていた時期における親の財産管理とは、相続をどの時期におこなうか、相続財産をどのように配分するかなどということが主な問題となる、相続にむけての財産管理である。そのため、親の財産管理がどのようなものであるかは、その親の志向する相続のあり方をみることで明らかになる。

もしも、その財産管理が自らの介護をよりよいものとするためのものでないならば、つまり、ひとりの介護者を前提としてその子どもに集中的に財産を相続させるための財産管理であったり、子どもに均分に財産を相続させるための財産管理であったりするならば、それは、1節でみたような、介護の外部化に備えた財産管理とは異質なものとして考えるべきであろう。しかし、それが自らの介護をよりよいものとするための財産管理であるならば、つまり、蓋然的な介護者を想定しつつ、介護の対価としての相続財産を介護者に意識させつづけることで介護に対するモチベーションを保たせるといった目的をもつ財産管理であるならば、そうした財産管理の延長線上に、介護の外部化に備えた財産管理を考えることができる。本稿は、そのよう

な、自らの介護における利益を最大化するための財産管理を、戦略的な財産管理と呼ぶ。

親子間介護が自明視されていた時期にこのような戦略的な財産管理がおこなわれていたとすれば、こうした財産管理と親子間介護を必ずしも前提としない財産管理との違いは、介護者の選択肢に外部化された介護労働が組み込まれているか否かという点に求められる。こうした家族における介護の外部化について考える際に必要となるのは、親が戦略的に財産管理をおこなうことができるか否かという議論ではなく、その財産管理における介護者の選択肢に外部化された介護労働を組み込むことができるか否かという議論である。

対照的に、戦略的な財産管理をおこなわない親を含む家族における介護の外部化について考える際に必要となるのは、親の戦略的な財産管理がいかになされるべきかという議論ではなく、それ以前に、親が自らの介護をよりよいものとするための戦略的な財産管理をおこなうことができるか否かという議論である。

つまり、親子間介護が自明視されていた時期においても、親の戦略的な財産管理がおこなわれている家族とそうした財産管理がおこなわれていない家族が存在していたとすれば、それぞれを分けて介護の外部化について考えるという、段階的な分析が必要となってくるのである。

2-2 有地亨による戦略的な財産管理の指摘

それでは、親子間介護が自明視されていた時期における親の戦略的な財産管理の存在を明らかにするためにはどうすればよいのだろうか。先に述べたように、この問題は相続の問題であるから、相続についてのこれまでの研究をみていく必要がある。

ここでは、有地亨による、戦後日本における

相続に関する研究をみていく。有地は「対価的相続」というキーワードを用いつつ、戦後、親子間介護が自明視されていた時期であっても、親による戦略的な財産管理がおこなわれていたことを指摘した。彼の議論を追った上でその研究の限界を指摘し、本稿の問題設定をおこなうことが本節の最終的な目的である。

有地は、総理府老人対策室が1980年9月に、不動産などの資産をもつ60歳以上の老人を対象におこなった「資産相続の意識調査」の結果等から、「子の相続に関して、対価的意識が漸次明確になってきた」（有地1981:99）と論じる。

こうした対価的な相続の捉え方は、農家を中心とした従来の家督相続的な考え方を支持する層とは異なる層、大都市に住み、学歴も高い一般サラリーマンや主婦を中心とした人々によって支持されている（有地1981:99-100）。それは介護に不安を抱く高齢者の自衛手段であり、相続人の問題というより被相続人の問題である（有地1981:100-1）。

対価的相続というのは被相続人が自分の面倒をよくみてくれた相続人に財産を多く与えたい、というのであるから、相続のもつ意味は、相続人が相続財産によって食べて行くという、相続人の生活保障の問題ではなく、被相続人の扶養の問題との関連で捉えられることになる。そこでの相続はすくなくとも従来考えられていた相続人の扶養は問題にされないということの意味する。（有地1981:100）

そして有地は、対価的相続へと向かう高齢者の心情を次のように分析している。

老齢になり、病気がちでどうしても人手を

必要とするというような場合に、高額の金銭を支払って他人からの助力を受ける余裕もないし、結局は子どものだれかの世話にならざるをえなくなるときに、すべての子に十分分配できるほどの資産がなければ、面倒をみてくれた子どもに全部またはより多くと思うのは人情である（有地1981:105）。

有地の述べる「結局は子どものだれかの世話にならざるをえなくなる」高齢者の状況が、新たに芽生えた対価的な相続のあり方を旧来の相続のあり方と分かつ大きな分岐点である。親の介護を引き受け、それとともに相続を集中的におこなうひとりの子どもが明確に定められている旧来の相続と異なり、対価的相続においては介護者は蓋然的な存在である。その上で、被相続人の介護を保障するものとして老後資産を活用する。これが対価的相続における親の財産管理である。

有地は1980年10月17日号の『週刊朝日』に掲載された「遺産処分を武器とする老人パワー自己防衛のすすめ」という記事を紹介したあとで、対価的相続にみられる戦略的な財産管理の存在を指摘する。

要するに、丹野氏（この記事を担当した記者：引用者注）の予測では、今日すでに高齢化社会に踏み込んでおり、高齢者たちはみずから頼ることができるのは自分のなけなしの資産しかなく、また、子どもから世話を受けることに一様の不安があるというのであれば、自衛のためにその資産を活用するようになり、対価型相続意識は高齢者の生活のチエを象徴するといっているのである。（有地1981:101、強調は引用者）

しかし、有地の議論は、適切なデータを用いて、以上のような戦略的な財産管理を志向する親の意識の存在を導き出しているわけではない。

有地の議論が依って立つ「資産相続の意識調査」におけるアンケートの相続の分類は、「子どもに平等に分ける。」、「長男に継がせる。」、「面倒を見てくれる子に多く継がせる。」となっている。有地はここから戦略的な財産管理がおこなわれる対価的相続の存在を導き出しているが、はたしてそれは妥当なのだろうか。この点が有地の議論の最大の問題点である。戦略的な財産管理がおこなわれているか否か、つまり、親が蓋然的な介護者を想定しているか否か、介護の対価として相続を捉えているか否かを知るためには、相続へと至る過程についてのデータが必要なはずである。しかし、このアンケートからはそれは明らかにならない。たとえば、蓋然的な介護者を想定しつつ戦略的な財産管理をおこなっている親が、複数の介護者の介護を受け、その結果、均分相続がおこなわれるという事態も考えられるし、長男のみの介護を受け、その結果、長男集中型の相続がおこなわれるという事態も考えられる。相続の結果、すなわち、相続の際の最終的な財産の配分の仕方についてのみを示すこのようなデータからは、戦略的な財産管理の存在は明らかにならない。

しかし、これは有地ひとりの問題ではなく、これまでの相続研究の限界でもある。有地の挙げる「資産相続の意識調査」に限らず、相続に関する多くの先行調査は、これまで、相続の結果についてのデータのみを蓄積してきた。

たとえば、しばしば引用される、毎日新聞社が1963年から1977年にかけておこなった相続の仕方に関するアンケート（毎日新聞社人口問題調査会1988）における相続の分類は、「長男または長女だけに」、「子ども全部に平等に」、

「将来面倒をみてくれる子どもだけに」である（森岡1987:152、千田1999:80）。同様に、1956年と1968年に総理府広報室がおこなった家族法調査（総理府広報室1969）においては、「多く分ける必要はない」、「長男、またはあととりに多く分けたほうがよい」と分類されており、1974年に内閣総理大臣官房老人対策室がおこなった調査（総理府広報室1975）においては、「生前扶養した者に多く分けるのがよい」、「均等に分けるのがよい」と分類されている。これらの分類はすべて、相続の結果、つまり、相続の際の最終的な財産配分の仕方にもとづいてなされている。先に述べたように、こうしたデータからは、戦略的な財産管理の存在を示すことはできない。戦略的な財産管理の存在を示すために必要なのは、どのような経緯で相続に至ったのかを示す、相続の過程についてのデータである。

以上より、相続の過程を分析することで、親子間介護が自明視されていた時期においても親の戦略的な財産管理がおこなわれていたことを示すことが、以下の節での課題となる。

3 相続意識の類型化

相続の結果ではなく過程に注目する本稿は、相続に関して、先行研究とは若干異なる角度から定義をおこなう。

まず、相続というタームに関しては、従来どおり、相続という結果について示すものとして用いる。問題は、本稿が提示する、相続意識というタームに関してである。相続意識は、相続へと至るまでの被相続者の連続した相続に対する考え方を示すものとして用いる。この定義の、連続したという点が重要である。相続意識とは、相続へと至るまでの一時期における相続に対す

る考え方ではない。相続へと至るまで、介護期間を通して被相続者が一貫して抱きつづける相続に対する考え方が、本稿で用いる相続意識の意味である。親の戦略的な財産管理の存在は、この相続意識の分析を通してしか明らかにできない。そして、相続意識の分析は、相続の過程に注目することでしかおこなうことはできない。そのことをふまえた上で、ここでは、本稿で扱う相続意識の分類をおこなう。

2節でみたように、戦略的な財産管理がおこなわれるのは、介護者が蓋然的な場合に限られる。そのなかでこそ、よりよい介護を受けるための財産管理がおこなわれるのである。

それに対し、介護者が必然的なひとりの子どもであることは、戦前まで日本における介護形態を規定しつづけてきた単系の「家」制度の特徴であった(有地 1976: 136-7)。介護の一子独占性が保たれていれば、戦略的な財産管理がおこなわれる可能性はきわめて低く、相続はひとりの子どもにも集中する。その「家」制度に対応する相続意識を、本稿は、一子集中型相続意識と名づける。つまり、一子集中型相続意識とは、介護を含む多様な家長役割と結合した、一子集中型の相続を志向する意識である。

問題は、その一子集中型相続意識が崩壊した後の相続意識である。介護の一子独占性が崩れ、介護者が蓋然的になる。そこでは、介護にかかった費用を相続によって清算するという方向での財産管理がおこなわれると考えられる。本稿は、そうした、相続による介護費用の清算を志向する意識を清算的相続意識と名づける。親の戦略的な財産管理はそこでおこなわれると予想される。

現段階では清算的相続意識の存在は検証されていないから、一子集中型相続から清算的相続への移行をシミュレートすることで、実際に清

算的相続意識が生まれる可能性を考えてみる。そこから明らかになるのは、清算的相続意識には三つの種類があり、ひとつに関しては介護の一子独占性が崩壊しておらず、次節以降で分析すべき対象から外さなくてはならないということである。

たとえば、長男中心の一子集中型相続がおこなわれる予定の家族について考えてみる。そこでは長男相続が前提とされており、介護はあらかじめ長男の役割である。

ここから清算的相続意識が生まれるには、三つのパターンが考えられる。

一つ目は、そうした家族において、介護が長男の役割ではなく、長男以外の子どもも含む子世代全体の役割であると意識されはじめた場合である。この場合、もしも長男以外の子どもによる介護がなされた場合、その介護は介護者にとって割に合わないものとなると考えられる。それは介護者の介護に対するモチベーションを減退させる可能性があるという点で、被介護者にとっても不都合な事態であると予想される。

その問題を解決するのが清算的相続である。相続によって介護費が清算される、つまり、介護にかかった費用が相続によって返還されれば、この割に合わなさは解決される。このように、長男の介護役割が崩れることで清算的相続意識が生まれるのが一つ目のパターンである。

二つ目は、そうした家族において、長男以外の子どもが均分相続を主張した場合である。介護は従来どおりおこなわれているのに、長男以外が相続に関してのみ均分相続を要求する場合である。この場合、長男の介護が割に合わないものとなると考えられる。こうした事態も長男の介護に対するモチベーションを減退させる可能性があるという点で、被介護者にとっても不都合なものであると予想される。

この問題を解決するのも清算的相続である。このように、長男の相続役割が崩れることで清算的相続意識が生まれるのが二つ目のパターンである。

三つ目は、一つ目のパターンと二つ目のパターン、つまり、長男の介護役割の崩れと相続役割の崩れが同時に進行する場合である。この場合も同様に、介護者の感じる割に合わなさによって引き起こされる被介護者の不都合は、清算的相続によって解決される。そのため、そこに清算的相続意識が生まれる。

本稿は、一つ目と三つ目のパターン、つまり、介護の一子独占的な性格が弱まり、子世代の役割へと変化していくのに対応するかたちで清算的相続意識が生まれるパターンに注目する。その上で、こうしたパターンで生まれた清算的相続意識を介護費用分散型清算的相続意識（以下、分散型相続意識とする。）、二つ目のパターンで生まれた清算的相続意識を均分相続先行型清算的相続意識（以下、均分型相続意識とする。）とする。

もしも親の戦略的な財産管理が存在するならば、それは蓋然的な介護者を想定したものであるから、介護の一子独占性のない分散型相続意識のなかに見出されると考えられる。2節でみた、有地等の論じる対価的相続も、この分散型相続意識の帰結として生み出されるものであると考えられる。これに対し、均分型相続意識は、ひとりの介護者を前提とした上で子どもたちの財産配分を平等にするためのものであり、そこに親の戦略的な財産管理が存在するとは考えられない。よって、本稿が親の戦略的な財産管理の存在を明らかにするためにみていくのは、分散型相続意識である。

以上をまとめると、次の表1のような相続意識の類型が得られる。

表1 相続意識の類型

	介護の一子独占性	介護費用の清算
一子集中型相続意識	有り	無し
均分型相続意識	有り	有り
分散型相続意識	無し	有り

4節では、分散型相続意識が近年の日本において存在していたことを示す。そのためには、相続の過程についての分析が必要である。主に相続の結果についてのデータを蓄積しつつけてきた先行調査に対し、相続の過程について調査した貴重な研究として本稿が注目したいのが、野口悠紀夫らによる相続実態調査である。

4 分散型相続意識の分析 (1)

野口悠紀夫らは、首都圏における実態調査の結果から、相続による世代間資産移転の構造を分析している（野口他 1989: 136-44）。

この調査は1988年10月におこなわれた。調査対象者は、相続経験を有する可能性が高い、年齢55～64歳の有配偶の男性807人であり、調査地域は首都圏（東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城の1都4県のうち、東京都庁から半径40kmの範囲に含まれる市区町村）である。平均年齢は、本人は59.1歳、配偶者は55.5歳である。

本稿が注目したいのは、夫の父が先に死亡し、その後、夫の母が死亡するケース（345ケース）における財産の流れである。対象者が長男で同居子である場合と、長男以外で同居子である場合で、相続パターンには大きな差がある。調査結果は表2のとおりである。

表2 (2)
対象者が長男で同居子である場合 91単位⁽³⁾

父死亡時	104	42	59	3
母死亡時		38	21	17
	104	-4	80	20

対象者が長男以外で同居子である場合 52 単位

父死亡時	112	79	23	10
母死亡時		67	29	38
	112	-12	52	48

子へのネットの移転 $A + B - C = D + E + F + G = 100$ となるように基準化する。

(野口他 1989: 141)

問題となるのは、父死亡時の母の相続分 (C) である。その額は、対象者が非長男よりも長男の場合の方が少ないことが分かる。対象者が非長男で同居子である場合、母親は相続遺産の 70.5% ($79 \div 112 = 70.5$) を相続しているのに対し、対象者が長男で同居子である場合には、40.3% ($42 \div 104 = 40.3$) を相続しているに過ぎない。これは、父死亡時に母が相続し、母死亡時に母の遺産として子が相続する「父→母→子：間接継承」と、父死亡時に子が相続する「父→子：直接継承」の違いが生み出した差として説明されている。

原田純孝は、この調査結果より、「同居長男集中型」と呼ぶべき相続パターンと「母親経由型」と呼ぶべき相続パターンとの違いを明確にすべきであると論じる。

「同居長男集中型」は、長男による老親 (特に生存配偶者たる母) の同居扶養の引き受けと相続とが三位一体に結合した、農家相続とも

共通する伝統的パターンである。それに對し、「長男」+「同居扶養の引き受け」という構成要素が崩れると、多くの場合に母を介在させた新しい相続パターンがあらわれてくる。近年における家族形態や扶養慣行の大きな変化を考慮すると、今後は後者の相続パターンがいつそその比重を増していくと予想されよう。(中略) 近年では、老親の扶養・介護・面倒見と相続とを結びつけ、面倒を見たものに多くを与えるべきだとする意識が、被相続人の側 (特に母親) でも、相続人の側でも新たに強まってきた。これは、一見、「同居長男集中型」のパターンの延長線上のもの如くにもみえるが、実質的には、むしろ「同居長男集中型」のパターンが崩れたところで改めて再構成されてきた扶養・相続観である。(原田 1997: 147)

野口らの調査から導き出された原田による相続の分類には、問題点がひとつある。それは、直接継承のパターンをもつ相続における相続人を長男に限定しているという点である。介護と相続の一子独占性という一子集中型相続の性格を考えると、重要なのは、相続するのが長男であるということではなく、ひとりの子どもであるということである。そのため、「同居長男集中型」と「母親経由型」ではなく、「同居一子集中型」と「母親経由型」の違いこそが強調されるべきである。本稿は、野口らの調査にみら

表2 夫の父先両親死亡タイプについて (1)

表の説明

父死亡時移転	父親が死亡時に残した遺産 (A)	Aのうち母が相続したもの (C)	Aのうち対象者が相続したもの (D)	Aのうち対象者の兄弟等が相続したもの (E)
母死亡時移転		母が死亡時に残した遺産 (B)	Bのうち対象者が相続したもの (F)	Bのうち対象者の兄弟等が相続したもの (G)
	A	遺産のうち母親の寄与分 (B - C)	対象者が親から相続したもの (D + F)	対象者の兄弟等が親から相続したもの (E + G)

れた直接継承のパターンをもつ相続と間接継承のパターンをもつ相続を、原田の分類とは若干異なる、「同居一子集中型」、「母親経由型」と概念化する。その上で、なぜ「母親経由型」が非長男同居家族において多くみられたのかを考える。そこから浮かび上がるのが、分散型相続意識の存在である。

野口らの調査から、分散型相続意識の存在は次のように導き出される。

①介護費の清算をする必要のない一子集中型相続と対照的に、清算的相続においては介護費の清算が必要となる。そのため、介護が終了するまで、すなわち母親が死亡するまで最終的な遺産配分が決まらない「母親経由型」が、清算的相続意識をもつ親を含む家族においてあらわれる。②調査の結果、「母親経由型」がみられたため、清算的相続意識は存在するといえる。③清算的相続意識がすべて一子相続の崩れから生まれた均分型相続意識であるとする、「母親経由型」は、長男同居家族においても非長男同居家族においても同じ確率で見られるはずである。④しかし、調査の結果、「母親経由型」は非長男同居家族において多くみられた。⑤それは、長男から他の兄弟へという介護者の変化にとともに、一子介護の崩れから生まれた分散型相続意識が、非長男同居家族に多く浸透したためであると考えられる。

このように考えることで、分散型相続意識の存在が導き出される。つまり、調査がおこなわれた1980年代後半の首都圏において、分散型相続意識は存在していた。このことが野口らによる研究から明らかになるのである。そこでおこなわれていると予測されるのは、蓋然的な介護者を想定した上で親が死ぬまで最終的な財産の分配を留保し、相続によって介護費を清算するという、戦略的な財産管理である。

5 分散型相続意識の分析 (2)

4節では、野口悠紀夫らによる相続実態調査から、近年の日本において分散型相続意識が存在していたことを示した。しかし、そこで戦略的な財産管理がおこなわれていたということに関しては、それを推測したにすぎない。

そこで、寄与分をめぐる訴訟の事例をみることで、分散型相続意識について具体的にみていく。寄与分の訴訟資料は、分散型相続がどのような過程を経ておこなわれているかを知る、貴重な資料である。この事例より、親子間介護を想定した上での、親による戦略的な財産管理が実際におこなわれていたことを明らかにする。

寄与分制度とは、相続人のうち、相続財産の維持に貢献した者に、その貢献分(=寄与分)を他の相続人より多く相続させるという制度であり、分散型相続に法的な根拠を与えるものである⁴⁾。そのため、寄与分をめぐる訴訟は、分散型相続の実態を知るのに最適な資料のひとつである。

ここでは、1993年から1994年にかけて広島高等裁判所で争われた、遺産分割審判に対する即時抗告申立事件・寄与分申立事件をみていく。

まず、事実関係と、それに対する裁判所の判断をまとめておく。事件関係人の氏名はすべて仮名である。

事例1

遺産分割審判に対する即時抗告申立事件・寄与分申立事件 広島高等裁判所
平成5年(ウ)105号、133号、147号
平成6年3月8日決定 105号取消、133号認容、147号却下(確定)

105号抗告人兼133号申立人兼147号相手方
乙山はる

105号及び133号相手方兼147号申立人 甲
野次郎

105号、133号及び147号相手方 甲野一郎
被相続人 甲野花子

事実関係

被相続人甲野花子(明治43年生まれ)は、昭和7年に夫太郎(明治37年生まれ)と結婚し、両名間に、長女の抗告人はる(昭和8年生まれ)、長男の相手方一郎(昭和10年生まれ)及び二男の相手方次郎(昭和17年生まれ)が生まれた。

被相続人の夫太郎は、昭和39年3月に胃がんの宣告を受け、同年7月27日死亡したが、抗告人はるは、昭和31年に結婚して家を出ており、その当時は、夫の勤務の関係でアメリカに在住していたため、太郎の看病は被相続人と相手方一郎及び同次郎においておこなった。

太郎の死後、被相続人と相手方両名は、亡き太郎の父母とともに〇〇市〇〇A1丁目の敷地内で生活していたが、亡き太郎の母うめは昭和42年に、夫太一は昭和43年に相次いで死亡し、相手方一郎は昭和42年3月に結婚して、相手方次郎はその頃大学卒業と同時に就職して、それぞれ家を出た。

なお、亡き太郎の父太一の死亡によりA1丁目の土地の代襲相続があり、その際、同土地の共有持分について、相手方次郎は被相続人の扶養をおこなうということで、抗告人はる及び相手方一郎より多くの持分を取得した。

その後、被相続人は、右同所で1人暮らしとなり、急病や急用のときなどは、比較的近くに居住していた相手方一郎と同次郎に連絡し、右両名が何かと被相続人の世話をしていた。被

相続人は、昭和61年暮れに脳溢血で倒れ入院したが、相手方両名が看病にあたり、抗告人はるも、当時住んでいた東京から帰って、約1ヶ月間、被相続人の看病にあたった。

被相続人は、昭和62年5月頃、病気が回復して退院したが、当時、抗告人はるは、東京のマンションに娘と二人暮らし(夫は実父母の扶養のため〇〇市に居住)で、〇〇〇〇〇〇センターに勤務しており、相手方一郎は、病弱なこともあって、いずれも、被相続人を引き取れる状況にはなかった。そして、相手方次郎も、勤務の都合で、広島県〇市に単身赴任しており、結局、同県〇〇市において薬局をしている相手方次郎の妻秋子が、右退院後、被相続人を引き取った。

被相続人は、〇〇市の出身で、相手方次郎の妻秋子のもとに引き取られて、当初は同所での生活は順調にいていた。しかし、次第に嫁姑の関係が険悪な状態に陥り、一時、被相続人は、A1丁目の土地に小さな家を建てて1人暮らしをすることを望んだりしていたが、すでに高齢となっており、結局、相手方次郎が抗告人はるに懇請して、平成元年9月頃、同抗告人のもとに引き取られることになった。

このようにして、被相続人は、東京のマンションにおいて抗告人はると同人の娘との3人暮らしをするようになったが、高齢のため次第に体が衰弱し、平成2年6月頃からは、入、退院を繰り返すようになり、平成3年4月28日、東京都〇〇区所在の〇〇病院において死亡した(享年81歳)。この間、抗告人はるは、前記勤務を続けながら、被相続人の日常の世話のもとより、入、通院の付き添いなど同人の療養看護に努めた。

(最高裁判所事務総局家庭局 1995: 151-65)

以上の訴訟に対する裁判所の判断は以下のようなものであった。

原告人は、被相続人の療養看護によりその財産の維持又は増加につき特別の寄与をしたとみるべきであり、同原告人の寄与分は、300万円と認めるのが相当である。

(最高裁判所事務総局家庭局 1995: 151-65)

この事例においてまず注目されるのが、介護者の多様性である。父親と祖父母の介護は、長男と次男によっておこなわれ、彼らが死亡した後、母親の介護は、まず長男と次男が、続いて次女の嫁が、最後には長女がおこなっている。このような親のたらいまわしの状況は、分散型相続意識のもとでの典型的な介護のありかたのひとつであるといえる。

そして、そうした介護者の変化にあわせるかたちで、相続財産の配分も介護への貢献度によって決められている。特にこの事例は事業の継承がないため、そのことがはっきりとあらわれている。

まず、祖父の死亡による土地の代襲相続がおこなわれた際、その土地の共有持分について、次男は母親の扶養をおこなうということで、長男と長女より多くの代襲相続分を取得している。ここでの「扶養」が経済的な扶養にとどまるのか介護も含めたものであるかは、この事例からはっきりしたことは分からないが、母親の退院後、まず次女の妻が母親を引き取り、同居をはじめたことから、介護も含めたものであったと考えられる。そう考えると、この相続は、この家族においておこなわれた最初の分散型相続である。

その後、母親を引き取った長女が、母親の死

後、自らの介護の対価を母親からの相続財産に求めるかたちで、この寄与分訴訟をおこす(105号、137号)。この訴訟は、このあとさらに次男が訴訟をおこしている(144号)ことから分かるように、母親の遺産の配分をめぐって、兄弟間協議で決着がつかなかったためにおこされたものであると考えられる。その結果、長女の寄与分がみとめられる。この相続が、この家族においておこなわれた二回目の分散型相続である。

本稿が注目したいのは、一回目の分散型相続である。ここでは母親の相続放棄はおこなわれていない。つまり、4節でみた、母親経由型の相続がおこなわれているのである。次男が介護を引きうけるという約束をしつつも、母親は自らも資産を保有しつづけている。一回目と二回目の相続を通じてはじめて介護費の清算をおこなうというわけである。一回目の分散型相続は、いわば、介護をおこなうための前金のようなものである。ここに、親の側の戦略的な財産管理の意図を見出すことができる。母親は死ぬまで財産を保持しつづける。それで、最終的に、面倒をみた子どもに財産を与える。このような、親の戦略的な相続パターンの調整がおこなわれている。そこにみられるのは、蓋然的な介護者を前提とする分散型相続意識における、親の戦略的な財産管理である。

二回目の分散型相続は、母親が相続人を指定しないまま死亡したために、訴訟における寄与分制度の適用によってなされた。しかし、これは、親の戦略的な財産管理が破綻したことを意味しない。親は子どもが誰であれ十分な介護がなされればよいのであるから、自分が死んだ後の後始末について無頓着であることは当然といえば当然である。重要なのは一回目の分散型相続であり、そこに、介護者の蓋然性を想定した親の戦略的な財産管理への志向を見出すことが

できる。

6 おわりに

本稿は、分散型相続意識において、親の戦略的な財産管理がおこなわれていると予測されることを示し(3節)、野口らの調査から、そのような分散型相続意識の存在を明らかにした(4節)。その上で、実際に分散型相続意識にもとづく親の戦略的な財産管理がおこなわれていたことを、寄与分訴訟の事例から示した(5節)。

2節で論じたように、介護の外部化を想定した親の財産管理は、分散型相続意識においてみられる親の戦略的な財産管理の延長線上に考えられるべきである。そこから導き出されるのは、親の財産管理についての意識の成熟度に応じた段階的な分析の必要性である。

親の戦略的な財産管理がおこなわれている家族において、介護の外部化を想定した親の財産管理がおこなわれるためには、介護者の選択肢に介護の外部化というオプションが加わればよい。つまり、こうした家族における介護の外部化について考える際に必要となるのは、親が家族成員以外の介護者を受け入れられるか否かという、介護者の選択肢のレベルでの議論である。

冒頭でみた中山や小林らの議論はこのレベルでおこなわれているものであり、そこで問題視されるのは、親が介護の外部化に踏み切ることができるか否かという点である。要するに、介護を家族の内部でおこなうという規範から親が抜け出せるか否かという点が問題となる。具体的には、有料老人ホームに関する研究である丸山・前田(1993)においておこなわれているような⁶⁾、親が介護の外部化をおこなう際の、心理的、制度的な阻害要因の分析が今後の課題となるだろう。

一方、親の戦略的な財産管理がおこなわれていない家族における介護の外部化について考えるためには、こうした家族において、親が介護者の蓋然性を前提とした戦略的な財産管理をおこなうことができるか否かという議論、つまり、財産管理のレベルでの議論が必要となる。

財産管理のレベルでの議論においては、親が蓋然的な介護者を受け入れられるか否かが大きな問題となる。それは、親がひとりの子どもに介護を受けつづけるという思いを捨て、介護の失敗の可能性を受け入れることができるか否かという問題でもある。具体的には、戦後日本における介護の変遷を追った春日(1997)においておこなわれているような⁷⁾、親がひとりの子どもに介護を任せるとする「家」的な介護規範から脱却する条件についての分析が今後の課題となるだろう。

本稿の後におこなわれることは、こうした、親の財産管理に対する意識の成熟度のレベルに応じた、相続意識についてのより詳細な分析である。

注

- (1) リバース・モーゲージとは、持ち家に住みつづけるながらその資産価値をフロー化する融資制度であり、それによって、高齢者は持ち家資産を活用しつつ、在宅介護を受けることが可能となる。
- (2) 任意後見制度とは、高齢者が自らの判断能力が十分なうちに任意後見人を選定し、判断能力が不十分になった際の財産管理を託すという制度である。介護の外部化にともなう資産の外部化は、親の判断能力が低下すると困難なものとなる。それをサポートするのが任意後見制度である。
- (3) 1種類の財産を1単位とする(野口他1989:141)。

- (4) 1970年代以降、戦後民法で定められた均分相続は、次第に相続と介護を対価なものとして捉える人々の考え方や齟齬をきたすようになった。そこで、1980年から寄与分制度（民法第904条の2）が施行された。寄与分制度は、均分相続という戦後民法の基本理念に修正を加え、介護者に他の相続人よりも多く相続させるという、慣習レベルで一般化した相続のあり方に法的な根拠を与えたのである。
- (5) 丸山・前田(1993)では、有料老人ホームに入居する際の、親の精神的な葛藤や、子どもとの関係の変容、制度的な問題点などが、多数の事例をもとに分析されている。
- (6) 春日(1997)では、介護に関するアンケート調査などから、戦後、介護が嫁としての義務から家族の愛情によって担われるべきものへと変化していく過程が分析されている。

文献

- 有地亨, 1976, 「近代日本における民衆の家族観」 福島正夫編『家族 政策と法 7 近代日本の家族観』東京大学出版会, 53-138.
- , 1981, 「現今の相続の機能の変化とその考え方の再検討」『家族史研究』編集委員会編『家族史研究 第3集』大月書店, 93-115.
- , 1993, 『家族は変わったか』有斐閣.
- 原田純孝, 1988, 「「日本型福祉社会」論の家族像」 東京大学社会科学研究所編『転換期の福祉国家』東京大学出版会, 303-92.
- , 1997, 「家族の変容と相続制度——「均分相続」問題から「高齢社会の相続」問題へ」 日本法社会学会編『紛争処理と法社会学』有斐閣, 144-50.
- , 1998, 「扶養と相続——フランス法と比較して見た日本法の特徴」 奥山恭子・田中真砂子・義江明子編『扶養と相続』早稲田大学出版部, 167-237.
- 橋本泰子, 1997, 「在宅福祉サービスの提供方法とサービスシステム」 小笠原祐次・橋本泰子・浅野仁編『高齢者福祉』有斐閣, 129-48.
- 春日キスヨ, 1997, 『介護とジェンダー』家族社.
- 城戸喜子, 1997, 「高齢者保健福祉サービスと介護費用」 小笠原祐次・橋本泰子・浅野仁編『高齢者福祉』有斐閣, 239-61.
- 小林綏枝・小柳長明・本間昭子, 1995, 『高齢者のサービスニーズと消費者問題』中央法規出版.
- 毎日新聞社人口問題調査会, 1988, 『第19回全国家族計画世論調査報告書』毎日新聞社.
- 丸山英気・前田敬子, 1993, 『検証 有料老人ホーム』有斐閣.
- 森岡清美, 1987, 『現代家族の社会学』日本放送出版協会.
- 中山二基子, 2000, 『老いたくは「財産管理」から』文藝春秋.
- , 2002, 『家族のための老いたくと財産管理』講談社.
- 野口悠紀雄・上村協子・鬼頭由美子, 1989, 「相続による世代間資産移転の構造——首都圏における実態調査結果」『社会保障研究』25号, 136-144.

——, 1993, 「居住用資産を活用する老後生活保障——日本における可能性の検討」『日本経済研究』日本経済研究センター, 75-85.

最高裁判所事務総局家庭局編, 1995, 『家裁月報』47巻2号.

千田有紀, 1999, 「「家」のメタ社会学——家族社会学における「日本近代」の構築」『思想』岩波書店, 898: 75-103.

総理府広報室, 1969, 『世論調査』10月号, 大蔵省印刷局.

——, 1975, 『世論調査』12月号, 大蔵省印刷局.

(あべ まさひろ、東京大学大学院、livethroughthis@moon.odn.ne.jp)

Strategic property management of parents to be seen in the process of inheritance

Focusing on the property management with the purpose of getting better care by children

Abe, Masahiro

What is necessary for the parents to do the strategic property management in order to outsource their property? This paper shows that some parents did the strategic property management by controlling the way of inheritance even when the care by children was taken as a natural thing. An important finding of this study is that we must think about the strategic property management by dividing it into three stages.